

令和6年度（2024年度）熊本県公契約条例推進委員会

日時：令和7年（2025年）3月19日（水）

午前9時30分から

場所：熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

次 第

1 開会

2 議題

（1）公契約条例に係る令和6年度の取組状況について

- ・ 熊本県の契約に関する取組方針の概要について
- ・ 令和6年度重点取組事項に係る取組状況について
- ・ 公契約条例に係る取組状況について（R6.12.1現在）

資料1

資料2

資料3

（2）公契約条例に係る令和7年度に重点的に取り組む事項について

資料4

3 閉会

熊本県公契約条例推進委員会設置要綱

（目的）

第1条 「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」(以下「条例」という。)の適切な運用を図るため、条例第8条に基づき学識経験者及び関係団体の意見を聴く場として「熊本県公契約条例推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

（組織）

第2条 委員会の委員は、5人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 労働者団体の代表者

3 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができるものとする。

（委員長）

第3条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長が指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて県が開催し、委員長がその議長となる。

2 委員は、その指名する者を代理人として出席させ、意見を述べることができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、熊本県出納局管理調達課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、令和4年度に委員に任命された者に限り任期を令和7年3月31日までとする。

熊本県公契約条例推進委員会委員

令和6年(2024年)7月31日から

氏 名	職名
井寺 美穂	熊本県立大学総合管理学部 准教授
坂口 洋一郎	熊本県経営者協会 会長
友田 孝行	日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長
前川 浩志	熊本県建設産業団体連合会 会長
渡辺 絵美	弁護士

(50音順)

基本
理念 1

契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

1 契約の透明性の確保

- 計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。
- 一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。

2 競争の公正性の確保

- 契約の方法は一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性を確保する。また、指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。
- 随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。

3 談合その他の不正行為の排除

- 指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件等に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。
- 契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。

基本
理念 2

総合的に優れた内容の契約締結

1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

- 予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。
- 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。

【重点】 最低制限価格制度の基準等について検討します！

2 価格以外の多様な要素の考慮

- 一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- 随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。
- 契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。

基本
理念 3

誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備

- 労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。
- 予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。
- 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。

【重点】 労働関係法令遵守を担保する方法を検討します！（例：契約書や仕様書への記載等）

2 県内事業者の受注機会の確保

- 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。
- 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。
- 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。

【重点】 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討します！（令和5年10月頃～ 実施可能な事業から先行予定）

3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の助産

- 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、プライト企業の認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組や、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。
- 熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。

4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の助産

- 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する。

基本
理念 4

事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の助産

- 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs 達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。
- 物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。

広報・
周知

公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。

【重点】 効果的な方法を検討し、広報・周知を図ります！

【推進体制】○ 学識経験者及び関係団体の意見聴取（条例第8条）
 「熊本県公契約条例推進委員会」を設置
 ○ 庁内推進会議において進捗管理等 ○ 職員の研修等

《推進体制図》

取組方針

基本理念にそった取組の実施

実施

取組の見直し

推進委員会
(条例第8条)

庁内推進会議

【指定管理者制度における取扱い】（条例第9条）

「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に条例の趣旨を反映

公契約を通じて、持続可能な社会の実現のための取組を推進します！

熊本県の契約に関する取組方針

～持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例～

令和5年4月1日

熊 本 県

はじめに

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例（令和4年熊本県条例39号）は、令和4年10月12日に制定・公布され、令和5年4月1日に施行された。これは、本県の公契約に関する基本的な理念を定める条例としては、初めて制定されたものである。

遡ること平成18年頃、全国において、談合を防止し、より公正で透明性の高い公共調達を実現することが喫緊の課題となった。本県では全庁を挙げてこの課題に取り組み、平成19年6月に熊本県公共調達改革基本方針を定め、爾来、当該基本方針に基づき、一般競争入札の原則の徹底や最低制限価格・低入札価格調査制度の導入など実効性のある具体的な取組を進めてきたところであり、今日、こうした取組が一定の水準において定着をみている状況にある。

しかしながら、熊本県公共調達改革基本方針の制定から十余年という時間が経過し、また、国を挙げてのDXの本格的な展開など、公共調達を取り巻く環境が著しく変化する中であって、入札・契約制度についてもこのような環境の変化に的確に対応していくことが求められているといえる。

また、「持続可能な社会の実現」が重要な政策課題となる中、「政策実現の手段」としての公契約、すなわち“公契約を通じて様々な県政課題の解決に向けた取組を公契約の当事者が協働して推進する”という、いわば公契約の新たな機能が注目されている。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例は、このような二つの潮流を汲み、これからの時代にふさわしい公契約のあり方を描いている。

この取組方針は、こうした条例の制定事情を踏まえ、条例に謳われる基本理念を具体化するために行う本県の取組について定めるものである。

熊本県の契約に関する取組方針

取組方針は、県が、条例第3条に掲げる基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、定めるものです（条例第7条第1項）。

取組方針では、公契約に係る取組の総合的かつ効率的な推進に関する必要な事項を定めています（条例第7条第2項）。

【意見聴取】

取組方針については、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとされています（条例第8条）。

【進捗管理】

県では、取組方針について毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じた改正を行いながら、取組を進めてまいります。

目 次

第1	基本理念を踏まえた取組方針	1
	基本理念1 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除	
1-1	契約の透明性の確保	1
1-2	競争の公正性の確保	1
1-3	談合その他の不正行為の排除	2
	基本理念2 総合的に優れた内容の契約の締結	
2-1	適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止	3
2-2	価格以外の多様な要素の考慮	3
	基本理念3 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興	
3-1	公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備	4
3-2	県内事業者の受注機会の確保	5
3-3	事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案	5
3-4	事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する 取組の勘案	6
	基本理念4 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する 取組の勘案	6
第2	事業者等との協力	7
第3	広報・周知	7
第4	取組方針の推進体制	7
第5	指定管理者制度における取扱い	7
資料	持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例	8

第 1 基本理念を踏まえた取組方針

基本理念 1

契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

1－1 契約の透明性の確保

公契約は、その経費が県民の税金等で賄われていることから、公正であり、経済的であることが求められる。そして、県民の負託に応えるには、契約の端緒から結果に至るまで、公契約が適正に行われていることを県民に明らかにすることが不可欠であり、また、このことは、不正行為の防止にも資する。そこで、契約の透明性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-1-1 熊本県会計規則や熊本県競争契約入札心得など、入札・契約に関する規則や要領等を公表するとともに、必要に応じた見直しを行う。
- 1-1-2 計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。
- 1-1-3 一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。
- 1-1-4 指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表する。
- 1-1-5 建設工事において、入札及び契約の過程並びに契約の内容について県入札監視委員会で審議し、その概要を公表するとともに、委員会の意見を適切に入札契約制度に反映する。

1－2 競争の公正性の確保

公契約には、公正かつ経済的であることが要請され、公正な競争による契約の相手方選定が求められる。その手続きは、契約の性質や目的を踏まえた適切な入札・契約方法の選択と必要な条件整備の下、的確に契約を履行できる能力を有する者を確実に選定できるものでなければならない。そこで、競争の公正性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-2-1 契約の方法は、一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性等を確保する。

- 1-2-2 一般競争入札において、競争(入札)参加資格に条件を付する場合は、過度に競争性を低下させることがないよう、履行能力を有する参加者数の確保に留意する。
- 1-2-3 指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。
- 1-2-4 随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。
- 1-2-5 特定調達契約に係る苦情について、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき対応する。
- 1-2-6 建設工事において、「熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱」に基づき対応する。
- 1-2-7 建設工事において、工事の種類、規模、重要度や特殊性を考慮し、分離発注に努め、専門分野の工事業者による公正な競争を確保する。

1-3 談合その他の不正行為の排除

談合その他の不正行為は、入札(参加)者間の公正かつ自由な競争や予算の適正な執行を阻害し、県民の利益を損ねる行為である。これを見過ごすことなく毅然とした対応を行い、不正行為に対する処分の実施とともに、再発の防止を図るため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-3-1 指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。
- 1-3-2 契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。
- 1-3-3 談合情報について、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、公正入札調査委員会において速やかに対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に対し通知する。
- 1-3-4 暴力団員又は暴力団関係者でないことを入札参加(者)資格の要件とする。
- 1-3-5 建設工事において、建設業法に基づく必要な技術者の配置や施工体制などについて確認を行うとともに、建設業法違反については厳正に対処する。

基本理念 2

総合的に優れた内容の契約の締結

公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

不当に廉価な金額での契約はその履行に係る質の低下を招く。また、事業者にとっては採算が合わない契約であり、そのしわ寄せは業務従事者の労働環境に及ぶ可能性が大きいといえる。そこで適正な履行が見込まれない金額による契約を防止するため、引き続き下記の事項に取り組み、制度の適切な活用の徹底と検討を進める。

2-1-1 予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。

2-1-2 建設工事において、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させ、数量、単価や金額等により、適正な見積もりであることを確認する。

2-1-3 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。

重点
1

最低制限価格制度の基準等について検討します！

2-1-4 建設工事及び建設工事に係る業務委託において、内容の変更、賃金及び資材等の価格の著しい変動等により、請負代金額の変更が必要となった場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結する。

2-2 価格以外の多様な要素の考慮

契約の方法は、公正性・機会均等性に優れた一般競争入札が原則であるが、より質の高いサービスの提供や民間等のノウハウを必要とする契約については、価格のみならずその他の条件を総合的に判断し相手方を選定する。そこで、このような場合は手続きにおける公平性と公正性に留意しつつ、価格以外の多様な要素を考慮する下記の事項に引き続き取り組み、さらに有効な契約方法の検討と活用を進める。

2-2-1 一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。

2-2-2 随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。

- 2-2-3 建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価方式やプロポーザル方式を採用する。
- 2-2-4 県内建設工事の入札参加(者)資格審査格付において、工事成績などの技術力に関する事項を評価する。
- 2-2-5 契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。

基本理念3

誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備

公契約の適正な履行を確保するためには、良好な労働環境の整備等により労働者の確保が図られることが重要である。そのためには事業者の法令順守はもとより、安定した雇用・労働環境の向上を図ることが出来るよう、県がこれを後押しする取組を検討し、進めていく必要がある。

- 3-1-1 労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。

重点
2

労働関係法令遵守を担保する方法を検討します！ (例：契約書や仕様書への記載等)

- 3-1-2 業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう適正な工期、履行期間を設定する。
- 3-1-3 予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。
- 3-1-4 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。

- 3-1-5 社会保険への加入（加入義務のない者を除く）を入札参加（者）資格の要件とするとともに、入札参加（者）資格審査格付において、育児・介護制度の状況などの労働環境の向上に努める事業所の取組を評価する。

3-2 県内事業者の受注機会の確保

熊本県中小企業振興基本条例に基づき、県が発注する物品や役務等の調達、工事の発注にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大について、引き続き受注機会の増大を図る取組を検討し、進めていく必要がある。

- 3-2-1 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。

【熊本県中小企業振興基本条例 抜粋】

第7条第2項 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。

- 3-2-2 熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。

- 3-2-3 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。

- 3-2-4 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。

3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案

柔軟な働き方ができる職場環境づくり、仕事と生活の調和など、持続可能な雇用環境の実現に資する取組のほか、障がいの有無、性別や年齢等に関わらず誰もが安心して活躍できるような事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 3-3-1 契約の内容に応じ、入札参加（者）資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、ブライト企業の認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組を評価する。

重点
3

企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討します！（令和5年10月頃～ 実施可能な事業から先行予定）

- 3-3-2 契約の内容に応じ、入札参加（者）資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。

重点
3

※前掲参照

- 3-3-3 熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。

3-4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案

県産品の利用を促進する取組や、地域経済の振興に資する事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 3-4-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する。

重点
3

※前掲参照

基本理念 4

事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

例えば、SDGs の 17 のゴール達成に向けた取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 4-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs 達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。

重点
3

※前掲参照

- 4-2 物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。

第2 事業者等との協力（条例第6条）

県及び事業者が相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進する。

第3 広報・周知

公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。

重点
4

効果的な方法を検討し、広報・周知を図ります！

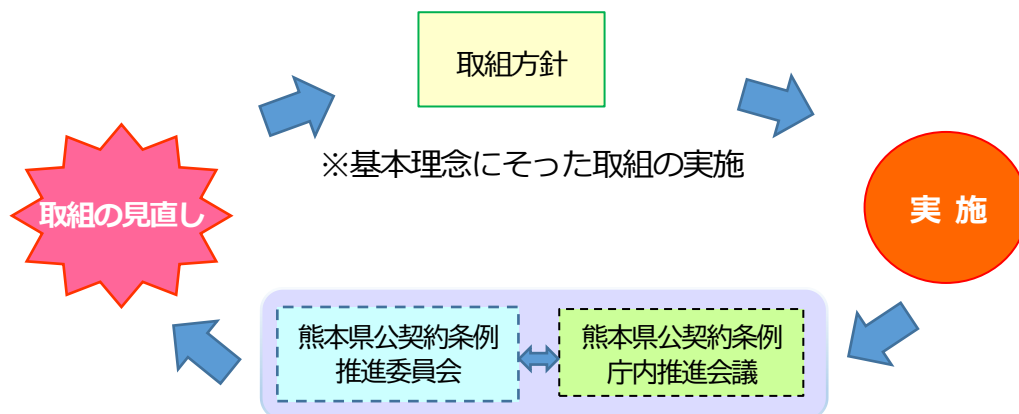
第4 取組方針の推進体制

（1）庁内推進会議における進捗管理等

関係課長で構成する「熊本県公契約条例庁内推進会議」において、取組方針に掲げた取組等の進捗管理や検討等を行う。

（2）学識経験者及び関係団体の意見聴取（条例第8条）

条例の適切な運用を図るため、学識経験者及び関係団体で構成する「熊本県公契約条例推進委員会」を設置し、取組方針の制定やその後の推進にかかわるような、条例の適切な運用を図るための取組に関する重要な事項について御意見を聴く。



※ 外部有識者会議や庁内推進会議における意見等を踏まえて取組の内容を見直し、必要に応じて取組方針を改定するなど、PDCAを着実に実施することで、取組の充実に繋げる。

（3）職員の研修等

適正な契約の締結に繋がるよう、職員に対する各種研修を行うとともに、職員の経理等に対する意識向上及び組織的なチェック体制の強化等に取り組む。

第5 指定管理者制度における取扱い（条例第9条）

別途策定している「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に条例の趣旨を反映させる。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第39号

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項、同条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。

令和 6 年度

重点取組事項に係る取組状況について

重点取組事項

- 「熊本県の契約に関する取組方針」において、次の4つを重点取組事項として設定し、取組んでいる。

重点
1

最低制限価格制度の基準等の検討

重点
2

労働関係法令遵守を担保する方法の検討

重点
3

企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討

重点
4

効果的な方法を検討し、広報・周知

令和6年度の主な取組・制度の見直し等

- 【重点1】 最低制限価格制度の拡充
- 【重点2】 入札参加資格審査において、
社会保険の加入を必須条件に設定
- 【重点3】 企画コンペ等の審査において、
県が推進している事業に係る事業者の
取組状況の評価を実施
- 【その他】 地域要件（県内本店のみ）を
適用する対象業務の拡大

重点1 最低制限価格制度の基準等の検討

(1) 対象業務の見直し

(令和7年4月1日施行予定)

ビルメンテナンス関係業務の入札時に、
最低制限価格（基準率：8/10）を適用する
対象業務を拡大

(【現行】6業務 ⇒ 【改正後】**14業務**へ)

- 改正理由： 適正な履行が見込まれない金額による契約を防止し、
業務の適正な履行を確保するため

■ 改正の内容

＜＜現行＞＞

※6業務

- ①庁舎清掃
- ②人的警備
- ③設備機器運転監視
- ④電話交換
- ⑤樹木保護管理
- ⑥消防用設備保守



8業務追加

＜＜改正＞＞

※14業務に拡充

- ⑦庁舎衛生管理
- ⑧浄化槽点検清掃
- ⑨エレベータ保守
- ⑩自動ドア保守
- ⑪自家用電気工作物保守
- ⑫空調設備保守
- ⑬ボイラー保守
- ⑭その他庁舎管理

※⑭の補足

①～⑬以外で、「建築保全業務共通仕様書」を適用する業務：電動書架、工スカラーター保守など

※機械警備は対象外

重点1 最低制限価格制度の基準等の検討

(2) 樹木保護管理業務の基準率等の見直し

(令和7年4月1日施行予定)

■ 改正の内容

《《現行》》

① 最低制限価格の設定

基準率：7/10～8/10

※ 予定価格を事前公表しているため、最低制限価格が明らかにならないよう幅を持たせている。

② 予定価格の事前公表

《《改正》》

① 基準率：8/10

※ 他の対象業務と統一

② 予定価格の事前公表を行わない

※ 業務委託として統一した取扱いとするもの。

重点2 労働関係法令遵守を担保する方法の検討

- 入札参加資格審査において、**社会保険に加入**していること（加入義務のない者を除く）を**必須条件として設定**。（R6.9～）

※ 建設工事においては、従前から実施

R6年度社会保険加入実績
（物品・委託の入札参加資格審査）

⇒ **99.6 %**

※R6.9以降申請分は **100%**

- **庁内研修会等で周知**

- 労働関係法令遵守を働きかける観点から関係条文を契約書に記載
- 適正な積算（労務単価を含む）、適正な予定価格の設定

- **最低賃金の改定**について、県のホームページを通し、**広く周知広報**を実施。
庁内各所属にも通知等で周知。

重点3 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討

企画コンペ方式、プロポーザル方式又は総合評価競争入札の審査において、県が推進している事業に係る評価項目を設定し、事業者の取組状況の評価を実施。

R6.4～12の評価の実績
(管理調達課把握)

184件／194件 ⇒ 94.8%

概要

開始時期 : 令和6年(2024年)4月1日

対象となる契約 : 業務委託契約(建設工事関係を除く)

※建設工事関係

⇒ 従前から入札参加者資格審査格付の際に評価
(ブライト企業認定、熊本SDGs登録制度等)

重点3 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討

■ 評価項目

分野	評価項目
働く環境の整備	①「熊本県ブライト企業」の認定
多様な人材の活躍	②障害者就労施設等の製品等の調達実績
環境配慮	③省エネルギー、エネルギーシフト等の推進 （事業活動温暖化計画書制度、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等） ④森林吸収量認証書の交付実績 （熊本県森林吸収量認証制度実施要綱による）
その他の持続可能な社会の実現	⑤熊本県SDGs登録制度の登録 ⑥パートナーシップ構築宣言の登録 ※R6.10～追加

※「パートナーシップ構築宣言」… 経営者が取引先との共存共栄の取組や、取引条件のしわ寄せ防止を宣言する制度

■ その他の取組状況

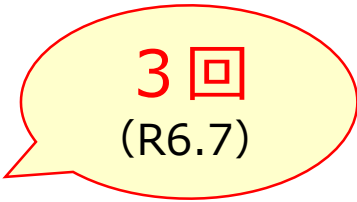
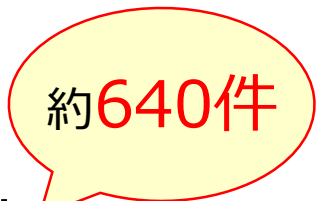
- 所属で追加している評価項目について、公契約条例のHPで紹介

- **えるぼし認定**
(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況)
くるみん認定
(次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況)

物品購入契約等及び業務委託契約の
**「入札参加資格
審査格付」**において
評価する方向で調整

重点4 効果的な方法を検討し、広報・周知

■ 実施内容

- 県政広報テレビ番組放送 
- 入札参加資格更新通知にチラシを同封 
(物品・委託)
- ポスター掲示、パンフレットの設置
- 動画は引き続き県YouTubeチャンネルに掲載中

引き続き、様々な媒体を活用し、県民・事業者の皆様に向けて、状況に応じた広報・周知を図る。

重点項目以外の主な取組

(令和7年4月1日施行予定)

主にビルメンテナンス関係業務の入札時に、
入札参加者に必要な要件として「県内本店」
(地域要件) を適用する業務を拡大

(【現行】庁舎清掃のみ ⇒ 【改正後】 **14業務**へ)

■ 改正理由：①「熊本県公共調達改革基本方針」(H19.6)の基本的な考え方や②「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」(R5.4)の施行を踏まえ、地域産業の育成及び地域経済の振興を図るため。

①公共調達基本方針(抜粋)：

(略) 平成18年12月18日に、全国知事会が策定した「都道府県の公共調達改革に関する指針」を踏まえ、本県のこれまでの取組内容を検証し、**地域産業の育成**や建設産業の健全な発展にも十分配慮しながら公共調達の改革に取り組む。

②持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例(第1条)：

(略) 公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び**地域経済の振興を図り**、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

■ 改正の内容

＜＜現行＞＞

「県内に本店又は支店等を有すること」を入札参加の条件として設定。

※ ただし、庁舎清掃業務のみ
「県内本店」で設定

＜＜改正＞＞

重点1 (1)
参照

対象業務（**14業務**）について、競争性の確保が担保される場合※は、「県内本店」を入札参加の条件（地域要件）として設定する。

※ 対象業務に係る過去3年間の
応札実績について、「県内本店」の
応札が3年間とも5者以上ある場合が
対象

(参考) 令和6年度の国の動き

■ 令和6年度（総務省からの関係通知）

	日付	総務省通知
①	令和6年 5月27日	警備業務の公共調達に関する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について
②	5月30日	労務費指針を踏まえた地方公共団体の取組状況に関する調査結果等について
③	8月29日	最低賃金額の改定等に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について
④	9月26日	官公需における適切な価格交渉・価格転嫁について
⑤	9月30日	警備業務の公共調達に関する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について
⑥	9月30日	一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について
⑦	11月22日	低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用について
⑧	12月20日	労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁について
⑨	12月25日	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体における取組の一層の推進について
⑩	令和7年 1月22日	価格交渉・価格転嫁の状況に係るフォローアップ調査の結果について
⑪	1月22日	低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する実態調査の結果等について
⑫	2月28日	ビルメンテナンス業務の公共調達における令和7年度建築保全業務労務単価の活用等について

公契約条例に係る取組状況について (R6.12.1現在)

取組方針策定以降における、基本理念毎の取組状況は以下のとおり

【凡例】 ■既に実施している取組 △着手しているが更に検討を進める取組

第1

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R5.12.1現在)	実施状況	取組状況(R6.12.1現在)
基本理念1 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除					
1-1 契約の透明性の確保					
1-1-1	熊本県会計規則や熊本県競争契約入札心得など、入札・契約に関する規則や要領等を公表するとともに、必要に応じた見直しを行う。	■	関係規則や要領等を県HP等で公表している。	■	取組継続
1-1-2	計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。	■	定期的に入札等に係る発注の見通しを公表している。	■	取組継続
1-1-3	一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。	■	県の契約に係る入札・契約情報を公表している。 (「入札情報公開サービスシステム」、情報プラザ等)	■	取組継続
1-1-4	指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表する。	■	指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表している。	■	取組継続
1-1-5	建設工事において、入札及び契約の過程並びに契約の内容について県入札監視委員会で審議し、その概要を公表するとともに、委員会の意見を適切に入札契約制度に反映する。	■	建設工事に関し、入札監視委員会において、入札の経緯(参加資格の設定、指名理由等)及び結果等を審議し、その概要を公表している。 なお、委員会から2年毎に意見の具申を受け、適切に制度に反映している。	■	取組継続

取組 番号	取組方針	実施 状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施 状況	取組状況 (R6.12.1現在)
1-2 競争の公正性の確保					
1-2-1	契約の方法は、一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性等を確保する。	■	契約の方法は、競争性、透明性、客観性等に優れた一般競争入札を原則としている。 また、建設工事においては、予定価格3,000万円以上の場合、総合評価落札方式を適用した条件付一般競争入札を原則としている。	■	取組継続
1-2-2	一般競争入札において、競争(入札)参加資格に条件を付する場合は、過度に競争性を低下させることがないよう、履行能力を有する参加者数の確保に留意する。	■	建設工事における競争参加資格の設定については、過去の施工実績を求める工事についても、競争性の観点から、概ね20者以上の有資格者数が確保できるような設定を原則としている。	■	取組継続
1-2-3	指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。	■	業者選定要領に基づき、事業者を適切に選定している。	■	取組継続
1-2-4	随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。	■	随意契約の必要性を明確にし、適用については、関係規定に基づき適正に行うよう、職員研修等で周知を図っている。	■	取組継続
1-2-5	特定調達契約に係る苦情について、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき対応する。	■	特定調達契約に係る苦情については、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき、対応している。	■	取組継続
1-2-6	建設工事において、「熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱」に基づき対応する。	■	一般競争入札については、「参加資格なしとなった場合の理由の説明要求」と「落札者とならなかった場合の説明要求」のそれぞれの期限を工事毎に入札公告に記載し示している。	■	取組継続
1-2-7	建設工事において、工事の種類、規模、重要度や特殊性を考慮し、分離発注に努め、専門分野の工事業者による公正な競争を確保する。	■	発注にあたっては、工事内容を踏まえ適切な工種の業者に発注している。 建築工事にあつては、本体工事、電気工事、管工事及び造園に分離。 土木工事にあつては、舗装工事、しゅんせつ工事、鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、吹付け工事及びグラウト工事に分離。	■	取組継続

取組 番号	取組方針	実施 状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施 状況	取組状況 (R6.12.1現在)
1-3 談合その他の不正行為の排除					
1-3-1	指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。	■	指名停止等の措置要領を公表し、制度の周知を図っている。 また、当該要領に定める措置要件に該当するときは、指名停止措置を行っている。	■	取組継続
1-3-2	契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。	■	発注者が関与する談合の排除及び防止のため、公正取引委員会による「入札談合等関与行為防止法について」の研修を実施した。(令和5年9月に開催した職員研修の一部に取り入れた)	■	取組継続
1-3-3	談合情報について、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、公正入札調査委員会において速やかに対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に対し通知する。	■	談合情報については、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、適切に対応している。	■	取組継続
1-3-4	暴力団員又は暴力団関係者でないことを入札参加(者)資格の要件とする。	■	物品・業務委託の事業者については、入札参加資格の要件とし、申請時に誓約書等を徴取し、確認を行っている。 また、建設工事の事業者については、建設業許可取得の要件となっており、契約締結時に誓約書を徴取している。	■	取組継続
1-3-5	建設工事において、建設業法に基づく必要な技術者の配置や施工体制などについて確認を行うとともに、建設業法違反については厳正に対処する。	■	入札参加資格確認時等に確認を行っている他、下請契約時には施工体制台帳により確認を行っている。	■	取組継続

取組 番号	取組方針	実施 状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施 状況	取組状況 (R6.12.1現在)
基本理念2 総合的に優れた内容の契約締結					
2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止					
2-1-1	予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。	■	予定価格の設定において、契約の性質又は目的に応じ、仕様書を適切に作成するとともに実勢価格等を適切に反映して積算を行うよう、職員研修会で周知を図っている。	■	取組継続
2-1-2	建設工事において、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させ、数量、単価や金額等により、適正な見積もりであることを確認する。	■	「工事費内訳書確認事務処理要領」に基づき、工事費の内訳を確認している。 また、総合評価落札方式の建設工事に適用している施工体制確認型では、一定の金額(内訳)を下回った場合、ヒアリング若しくは追加資料の提出を求め、施工体制評価点での減点対象としている。	■	取組継続
2-1-3	契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。	△	契約の内容に適合した履行を確保するため、人件費が多くを占める業務委託において、契約の性質又は目的により最低制限価格制度(現在6業種)や低入札価格調査制度(現在3業種)を適用している。 また、建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を設定している。	■	ビルメンテナンス関係業務の入札時において、最低制限価格制度を適用する業務を拡充する予定。(R7.4～)
2-1-4	建設工事及び建設工事に係る業務委託において、内容の変更、賃金及び資材等の価格の著しい変動等により、請負代金額の変更が必要となった場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結する。	■	建設工事及び建設工事に係る業務委託において、国土交通省が公表する設計労務単価等の改定に併せ、「インフレスライド」と「設計労務単価等の変更に係る特例措置」が通知されており、県でも同様の制度で運用している。 また、設計図書に定めた条件が実際の条件と異なる場合や予期しない条件が発生した場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結している。	■	取組継続

取組 番号	取組方針	実施 状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施 状況	取組状況 (R6.12.1現在)
2-2 価格以外の多様な要素の考慮					
2-2-1	一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。	■	物品調達・業務委託において、契約の性質や目的に応じて、品質の確保を目的として、価格と合わせて性能、機能、信頼性等その他の条件を総合的に評価し、県にとって最も有利な契約の相手方を決定する総合評価方式を実施している。 また、建設工事等及び建設工事に係る業務委託においても、技術者の経験や資格取得状況等を評価する総合評価落札方式を実施している。	■	取組継続
2-2-2	随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。	■	契約の性質や目的に応じて、企画コンペ方式やプロポーザル方式を実施している。	■	取組継続
2-2-3	建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価方式やプロポーザル方式を採用する。	■	建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価落札方式やプロポーザル方式を実施している。	■	取組継続
2-2-4	県内建設工事の入札参加(者)資格審査格付において、工事成績などの技術力に関する事項を評価する。	■	県内建設業者の入札参加者資格審査格付(土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事)で評価している。 平均工事成績、優良工事、粗雑工事、官公庁元請工事の完工高、専門工事の完工高、完工高合計に占める専門工事完工高の比率、舗装施工管理技術者の人数、舗装用機械の保有、高度な技術を要する工事の実績、県研修会の受講、VE提案の採択、新技術開発等の取組、同一時点における技術者の補正を評価。 また、建設工事等において、工事の種類及び金額に応じ、資格業種、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件としている。	■	取組継続
2-2-5	契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。	■	契約の性質や目的に応じて、各業務の実施に必要な要件を考慮し、入札参加要件を定めている。	■	取組継続

取組 番号	取組方針	実施 状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施 状況	取組状況 (R6.12.1現在)
基本理念3 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興					
3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備					
3-1-1	労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。	■	県ホームページを通じ、広く県民・一般事業者向けに最低賃金の改定内容を周知している。 また、労働関係法令遵守を働きかける観点から、当県と事業者が結ぶ契約書に、労働関係等の法令遵守に関する条項を記載している。 (建設工事関係の契約は、仕様書に記載)	■	取組継続
3-1-2	業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう適正な工期、履行期間を設定する。	■	・業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう、適正な履行期間を設定している。	■	取組継続
3-1-3	予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。	■	予定価格の設定において、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を反映するなど、適切に積算している。 また、賃金上昇、資材価格高騰等に係る国からの通知について、所属に周知し、情報を共有している。	■	取組継続
3-1-4	契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。	△	(2-1-3再掲) 契約の内容に適合した履行を確保するため、人件費が多くを占める業務委託において、契約の性質又は目的により最低制限価格制度(現在6業種)や低入札価格調査制度(現在3業種)を適用している。 また、建設工事等及び建設工事に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を設定している。	■	(2-1-3再掲) ビルメンテナンス関係業務の入札時において、最低制限価格制度を適用する業務を拡充する予定。(R7.4～)
3-1-5	社会保険への加入(加入義務のない者を除く)を入札参加(者)資格の要件とするとともに、入札参加(者)資格審査格付において、育児・介護制度の状況などの労働環境の向上に努める事業所の取組を評価する。	△	物品調達・業務委託に係る入札参加資格審査格付け(以下、「格付」という。)において、社会保険に加入していない場合(加入義務のないものを除く。)は減点を行っており、障害者雇用状況、育児・介護制度の状況に関する取組を評価している。 また、建設工事の入札参加者資格は、社会保険に加入していること等を付与要件としており、入札参加者資格審査格付では、男女共同参画の推進(育児・介護制度の状況)、労働安全に関する取組を評価している。	■	物品調達・業務委託に係る入札参加資格審査格付け(以下、「格付」という。)において、社会保険に加入していること(加入義務のない者を除く)を必須条件とした。 (R6.9から) なお、障害者雇用状況、育児・介護制度の状況に関する取組、建設工事の入札参加者資格及び入札参加者資格審査格付においては、取組を継続している。

取組 番号	取組方針	実施 状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施 状況	取組状況 (R6.12.1現在)
3-2 県内事業者の受注機会の確保					
3-2-1	熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。	■	物品調達・業務委託に係る一般競争入札において、熊本県中小企業振興条例の趣旨を踏まえ、原則として、県内に事務所又は事業所を有する者とする地域要件を付して(WTO案件を除く)おり、入札参加資格審査格付で、県内に事業所を設置していることを評価している。 また、建設工事等及び建設工事等に係る委託において、中小企業振興基本条例、及び第3次熊本県建設産業振興プランに基づき、県内企業で対応可能なものは県内企業への発注を基本としており、建設工事等及び建設工事に係る業務委託において、工事(業務)の実施箇所と入札者の本店所在地が同一地域内であることを評価する総合評価落札方式を実施している。	■	取組継続 ※第3次熊本県建設産業振興プランは第4次熊本県建設産業振興プランへ改定
3-2-2	熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。	■	熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務の優先調達を実施している。	■	取組継続
3-2-3	契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。	■	契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用に繋がるよう関係所属で取組んでいる。 また、建設工事において、契約の内容に応じ、総合評価落札方式において、県産品や県産資材の利用を評価している。	■	取組継続
3-2-4	建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。	■	建設工事において、全ての下請負契約を県内企業と締結する場合に評価する総合評価落札方式を実施している。	■	取組継続

取組 番号	取組方針	実施 状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施 状況	取組状況 (R6.12.1現在)
3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案					
3-3-1	契約の内容及び、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、ブライ企業認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組を評価する。	△	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、8事業を対象に、事業者の取組の評価を試行している(R5.10～)。また、県内建設業者の入札参加者資格審査格付で新規卒者の雇用、若年者の定着、ブライ企業認定を評価している。	■	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、令和6年4月から8事業を対象に、事業者の取組の評価を実施し、同年10月から、1事業追加して9事業を対象に評価を実施している。また、県内建設業者の入札参加者資格審査格付においては、取組を継続している。
3-3-2	契約の内容及び、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。	△	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、8事業を対象に、事業者の取組の評価を試行している(R5.10～)。また、物品調達・業務委託に係る格付において、障害者雇用状況、育児・介護制度の状況に関する事項を評価しており、県内建設業者の入札参加者資格審査格付では、障がい者の雇用、男女共同参画の推進(育児・介護制度の状況)を評価している。	△	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、令和6年4月から8事業を対象に、事業者の取組の評価を実施し、同年10月から、1事業追加して9事業を対象に評価を実施している。なお、物品調達・業務委託の入札参加資格審査格付において、「えるぼし認定」及び「くるみん認定」を評価する方向で調整する予定。また、県内建設業者の入札参加者資格審査格付においては、取組を継続している。
3-3-3	熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。	■	熊本県障がい者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設等からの優先調達を行っており、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体からの随意契約による優先調達も実施している。	■	取組継続
3-4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案					
3-4-1	契約の内容及び、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する	△	物品・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、8事業を対象に、事業者の取組の評価を試行している(R5.10～)。また、建設工事において、県産資材を使用することを評価する総合評価落札方式を実施している。	■	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、令和6年4月から8事業を対象に、事業者の取組の評価を実施し、同年10月から、1事業追加して9事業を対象に評価を実施している。また、建設工事においては、取組を継続している。

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施状況	取組状況 (R6.12.1現在)
基本理念4 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案					
4-1	契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。	△	物品・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、8事業を対象に、事業者の取組の評価を試行して(R5.10～)おり、建設工事において、社会貢献活動又は災害支援活動の実施や災害協定の締結状況を評価する総合評価落札方式を実施している。 また、物品・委託に係る格付において、ISO等取得状況に関する事項を評価しており、県内建設業者の入札参加者資格審査格付で消防団への入団・消防団協力事業所の認定、保護観察者の協力雇用主の登録、防災協定の締結、エコアクション21の取得、温暖化対策計画等の取組、大臣表彰・知事表彰の受賞、不当要求防止責任者講習の受講、新分野への進出、総職員数、企業合併、SDGs登録事業者を評価している。	■	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、令和6年4月から8事業を対象に、事業者の取組の評価を実施し、同年10月から、1事業追加して9事業を対象に評価を実施している。また、建設工事における総合評価落札方式、物品・委託に係る入札参加資格審査格付及び県内建設業者の入札参加者資格審査格付においては、取組を継続している。
4-2	物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。	■	県の物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境に配慮した物品等の優先的な調達がなされるよう意識啓発のため、県庁各部署の前年度の調達率の確認を行うとともに、その結果について県庁ホームページで公表している。 また、最新のグリーン購入専用の冊子を各部署に配布し、情報の周知と取組の推進に努めている。	■	取組継続

取組 番号	取組方針	実施 状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施 状況	取組状況 (R6.12.1現在)
----------	------	----------	------------------	----------	------------------

【その他の取組】

取組 番号	取組方針	実施 状況	取組状況 (R5.12.1現在)	実施 状況	取組状況 (R6.12.1現在)
第2	【事業者等との協力】 県及び事業者が相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進する。	△	県の事業に係る事業者の取組状況の紹介方法、企画コンペ等における取組の評価と併せて検討を進める。	△	各所属で行っている事業者の取組を評価した項目について、HPで紹介する予定
第3	【広報・周知】 公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。	△	主に以下について実施した ・県政ラジオで広報(2回) ・パンフレット(2回)、ポスター、動画を作成して周知 ・関係団体をとおして周知 ・他所属における研修会で周知 ・SDGs登録証発送にパンフレット同封 等	△	・県政広報テレビ番組で放送(3回:R6.7) ・入札参加資格登録通知にチラシを同封(約650件)
第4(3)	【職員の研修等】 適正な契約の締結に繋がるよう、職員に対する各種研修を行うとともに、職員の経理等に対する意識向上及び組織的なチェック体制の強化等に取り組む。	△	・適正な会計事務処理や契約に関する職員研修を実施している。 ・また、令和5年度は、公正取引委員会による研修内容を取り入れた。	■	取組継続

《 今後の方針 》

- ・今後も関係規定等に沿って、適正な事務処理を行う。
- ・重点取組事項を中心に取組を進めていくとともに、国の動向や他県の取扱い、社会情勢も見ながら、他の項目についても制度や取組の見直しの必要性等を検討していく。
- ・本県の公契約条例の基本理念を浸透させるため、引き続き、効果的な広報・周知を継続するとともに、最低賃金の改定内容や労働関係の法改正についても、労働局と連携し、事業者への広報・周知を図っていく。

公契約条例に係る

令和 7 年度に重点的に取り組む事項について

重点取組事項について

- 公契約条例の制定後、令和5年度から、以下の項目について重点的に取り組んだ。
- 重点1については、最低制限価格制度等の制度を見直し、取扱いを整理した。
- 令和7年度は、「1 重点取組事項の見直し」のとおり変更し、運用面を整えていきたい。

重点1 最低制限価格制度の基準等の検討

重点2 労働関係法令遵守を担保する方法の検討

重点3 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討

重点4 効果的な方法を検討し、広報・周知

1 重点取組事項の見直し

■ 重点 1 の変更について

《《現行》》

重点 1

最低制限価格制度
の基準等について
検討する。

《《変更》》

重点 1

業務委託（建設工事関係を除く）において、労務費等の適切な価格転嫁が図られるような制度について検討する。

- 理由： 国の動向や、近年の物価・人件費の上昇等社会情勢の変化を踏まえ、より適切な価格転嫁を図るとともに、業務の適正な履行を確保するため。

2 令和7年度に重点的に取り組む事項

- 重点 1 業務委託（建設工事関係を除く）に係る、労務費等の適切な価格転嫁が図られるような制度について検討

労務費等のより適切な価格転嫁を図るための手法や、運用方法を検討する。

- 対象業務の検討
- 労務費等をより適切に転嫁する方法の検討
(例) 賃金水準等に著しい変動が生じ、契約金額が不相当と認められる場合の契約金額の変更の方法 など

2 令和7年度に重点的に取り組む事項

■ 重点2 労働関係法令遵守を担保する方法の検討

引き続き実施

① 庁内研修会等で周知徹底を図る。

- 労働関係法令遵守を働きかける観点から関係条文を契約書に記載すること
- 適正に積算（労務単価を含む）し、適正に予定価格を設定すること など

② 県のHPを通じ、広く周知広報を実施する。

- 労働関係法令遵守、最低賃金の改定等

2 令和7年度に重点的に取り組む事項

■ 重点3 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討

引き続き実施

企画コンペ方式等の審査において、県が推進している事業に係る業者の取組状況の評価を実施する。

- 評価項目の追加等について検討
- 評価の項目数の状況により、評価の方法を検討（項目の選択制等）
- えるぼし認定、くるみん認定を「入札参加資格審査格付（物品・委託）」で評価するための要領改正等
- 実施状況の把握

2 令和7年度に重点的に取り組む事項

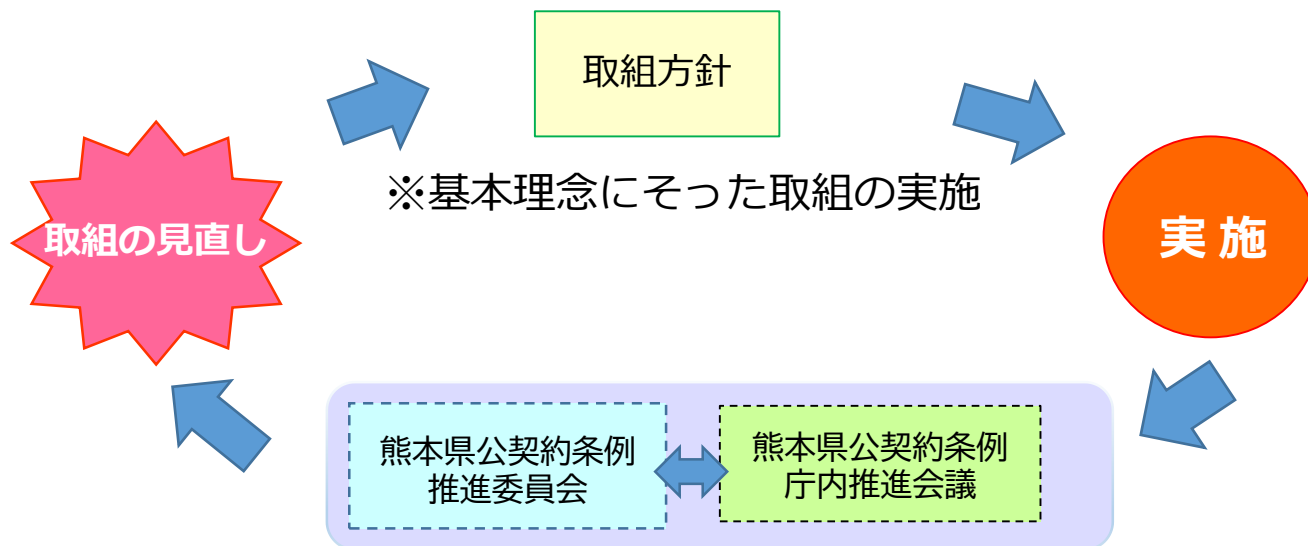
■ 重点4 効果的な方法を検討し、広報・周知

引き続き実施

効果的な広報・周知を行う。

- 事業者が集まる機会において、動画「公契約条例ってなに？」の放映、パンフレット配布
- 事業者あて発送物にパンフレット・チラシを同封
- 動画「熊本県の公契約条例ってなに？」を県HPや県Youtubeチャンネルに掲載
- 庁内においては、研修等を活用し、情報共有・周知
- ほか、様々な機会をとらえて、周知

3 今後のスケジュール（予定）



※ 外部有識者会議や庁内推進会議における意見等を踏まえて取組の内容を見直し、必要に応じて取組方針を改定するなど、PDCAを着実に実施することで、取組の充実に繋げる。

■ 令和7年度

令和8年1月頃

庁内推進会議開催

（令和7年度の実績見込み、令和8年度の取組事項等）

令和8年2月頃

公契約条例推進委員会開催

（令和7年度の実績見込み、令和8年度の取組事項等）

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第39号

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項、同条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の概要

目 的 (第1条)

公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与する。

定義 (第2条)

※ 公契約…… 県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきもの
事業者…… 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者
事業者等…… 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

基 本 理 念 (第3条)

① 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

② 総合的に優れた内容の契約締結

- ・ 経済性に配慮した上で、適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結を防止
- ・ 価格以外の多様な要素も考慮

③ 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

- ・ 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備
- ・ 県内事業者の受注の機会の確保
- ・ 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組を勧奨
- ・ 県産品の利用の促進その他活力ある地域経済の振興に資する取組を勧奨

④ 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勧奨

責 務 (第4条・第5条)

県の責務：基本理念にのっとり、必要な取組を推進（取組方針の策定）

事業者等の責務：法令遵守・適正履行・公契約に関する取組への協力

事業者等との協力 (第6条)

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進

推 進 体 制 (第7条・第8条)

県が定める取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見聴取を実施

指定管理者制度の取扱い (第9条)

公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ公契約に準じた取扱いを行う。



持続可能な社会の実現